

令和5年9月22日付け県公報第452号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
袋井市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和5年9月6日から令和5年10月31日まで
変更後 令和5年9月6日から令和5年11月24日まで
- 4 作業地域
袋井市内及び森町内